

ご存じですか 国民健康保険税の軽減制度

国民健康保険税では、世帯主、国保被保険者、特定同一世帯所属者の所得を合算した額が一定の所得金額以下（33万円以下など）の世帯に対して、税額を軽減する制度があります。適用するためには、世帯全員（世帯主、国保被保険者で16歳以上の方、特定同一世帯所属者）の所得の申告が必要となります。

なお、所得のない方（確定申告などで扶養になっている方を含む）も申告が必要です。未申告の方がいると軽減制度が適用されませんので、ご注意ください。

▶**問い合わせ** 保険年金課国保担当（内線271、272、273）

国民健康保険の 加入・喪失手続きはお早めに

国保に加入するときや、職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です。届け出は本人と同じ世帯の方が行うこともできます。加入は届け出の日からではなく、資格を得た月までさかのぼって加入となります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となりますので、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、喪失の届け出が遅れ、国保の資格を喪失した後、国保の保険証を提示し診療を受けた場合、国保が負担した診療費を返金していただくことになります。

▶**問い合わせ** 保険年金課国保担当（内線271、272、273）

自動車税の納付を忘れずに

自動車税は車を所有している方に掛かる県の税金です。5月31日（火）までに忘れずに納めましょう。

※納付は金融機関、郵便局のほか、コンビニエンスストアでもできます。

▶**問い合わせ**
自動車税コールセンター
☎050-3786-1222



引き続き支給されます 子ども手当

子ども手当は、4月から9月までの6カ月間、これまでと同様に月額13,000円が支給されることになりました。

- ▶**対象** 中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日）までの子ども
- ▶**支給額** 1人につき月額13,000円
- ▶**支給月** 6月（2～5月分）
10月（6～9月分）

申請手続きが必要な方

- 出生などにより、新たに養育する子どもができた方
- すでに受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方
- すでに受給していて、他の市町村から転入された方

申請手続きが不要な方

- すでに受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方

▶**その他** 6月の現況届の提出は不要です。

▶**問い合わせ** 子育て支援課子育て支援担当（内線262）



企業内保育所の設置費を 補助します

県では、企業における子育て支援の促進および保育所待機児童の解消を図るため、企業内保育所の整備費を助成しています。

- ▶**対象** 福利厚生事業を目的として、県内に原則5人以上を定員とする保育施設を設置する企業、病院、学校など
- ▶**対象経費** 保育所設置に係る整備費および備品費
- ▶**補助額** 1企業当たり500万円まで
- ▶**申し込み** 事前に県子育て支援課へ電話で連絡のうえ、5月31日（火）までに整備提案書を直接または郵送で提出してください。（〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 県子育て支援課）
- ▶**整備提案書の配布場所** 同課窓口および同課ホームページからダウンロード可。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kosodate-hoiku-kigyounai.html>
- ▶**問い合わせ** 同課 ☎048-830-3328